



平成16年4月1日 いよいよ
プレジャーボート条例がスタート!

「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」のあらまし

水上レジャーやマリンスポーツの急速な進展とともに、モーターボートやヨット、水上オートバイなど様々なタイプの小型船舶（プレジャーボート）が登場し、その隻数や操縦資格を持つ人々の数が大幅に増加しています。

これに伴い、プレジャーボートに関連する水難事故や漁業被害等のトラブルも激増し、プレジャーボートの航行に関するルールやマナーの確立と安全管理に関する仕組みの整備が強く求められるようになってきました。

このようなことから、北海道では、プレジャーボート等の水難事故を防止し、水域を安全に利用できるよう「北海道プレジャーボート等の事故防止等に関する条例」を制定したものです。

条例の目的等

【条例の目的(第1条)】

- ◆プレジャーボート等の航行に伴う水難事故等を防止すること。
- ◆水域利用者の生命、身体、財産の保護に寄与すること。



【プレジャーボート等とは(第2条)】

- ◆「プレジャーボート等」とは、モーターボート、ヨット、水上オートバイ等20トン未満のレクリエーション用の小型船舶をいいます。ただし、次の船舶は含まれません。
 - 手こぎボートなど主として「かい」や「ろ」で運転する船舶や小型ヨットなど、推進機関のない船舶
 - 法令によって水難事故等の防止措置が確保されている事業用の船舶

操縦者(プレジャーボート等の船長であって操縦の資格を持つ者)の義務



【有資格者の自己操縦(第3条)】

- ◆次の場合は操縦者自ら操縦しなければなりません。
 - 港の出入りや狭い通路を通過するとき
 - 水上オートバイを操縦するときなど

【非正常状態での操縦禁止(第4条)】

- ◆飲酒等により正常な操縦ができない場合はプレジャーボート等を操縦してはいけません。

【危険操縦の禁止(第5条)】

- ◆次のような危険な操縦をしてはいけません。
 - 危険な速度で遊泳者に接近するような操縦
 - 他人の生命、身体や財産に危険を生じさせるような方法による操縦

【救命胴衣の着用(第6条)】

- ◆プレジャーボート等を操縦するときは救命胴衣を着用し、また、他の乗船者にも必ず着用させなければなりません。



【その他の水難事故等防止措置(第7条)】

- ◆水難事故等を防止するため、次のような措置を講じなければなりません。
 - 発航前の検査の実施、海象や気象の状況の確認、適正な見張りの実施、携帯電話等緊急時の連絡手段の確保、出入港箇所及び乗船者に関する記録の整理、その他水難事故等防止上必要な措置

【水難事故等発生時の対応(第8条)】

- ◆プレジャーボート等を操縦中に事故を起こしたときは、直ちに負傷者を救護したり、最寄りの市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければなりません。ただし、自分のプレジャーボート等に急迫した危険があるときは除かれます。

所有者等(所有者や賃借人等)の義務

【操縦者の乗船(第9条)】

- ◆プレジャーボート等を操縦する者として操縦する資格のある者(免許保有者)を乗船させなければなりません。

【水難事故等発生時の対応(第10条)】

- ◆水難事故等の発生を知ったときは、最寄りの市町村長、警察官又は海上保安官に通報しなければなりません。

【一時使用させる場合の水難事故等防止措置(第11条)】

- ◆プレジャーボート等を他人に一時的に使用させる場合は、免許保有者の乗船確認や利用者台帳の備え置きなど、提供事業者が水難事故等防止のため行うべき措置に準じた措置を講ずるよう努めなければなりません。

【プレジャーボート等の適正管理(第12条)】

- ◆プレジャーボート等の係留保管場所を確保し、その適正な管理に努めなければなりません。



【損害賠償等に対する措置（第13条）】

- ◆プレジャーボート等の水難事故等により生じた損害の賠償や救護費用の納付に備え、保険加入などの必要な措置を講ずるよう努めなければなりません。

提供事業者(プレジャーボートの賃貸等事業者)の義務

【事業開始の届出（第14条）】

- ◆提供事業を営もうとする者は、事業開始日の30日前までに知事に届け出が必要です。

【水難事故等の防止措置等の主なもの（第15条）】

- ◆水難事故等防止のため、利用者台帳を管理事務所に備え置かなければなりません。
- ◆提供するプレジャーボート等には船舶安全法に定める救命胴衣等を備え付けるとともに、緊急時の通報手段など水難事故等防止設備の確保に努めなければなりません。
- ◆水難事故等の発生を知ったときは、最寄りの市町村長、警察官又は海上保安官に通報し、その水難事故等の救難業務に協力しなければなりません。

乗船者の義務、漁業被害の防止等

【乗船者の義務及び漁業施設被害の防止等（第16条・第17条）】

- ◆乗船者は、操縦者からの救命胴衣の着用など水難事故等防止上の指示に従わなければなりません。
- ◆漁業施設や漁船等に危険を生じさせる方法でプレジャーボート等を操縦してはいけません。また、遊漁の際は水産資源の持続的利用に配慮しなければなりません。

プレジャーボート等の航行が禁止・制限される水域

【水域利用調整区域（第18条）】

- ◆知事は、水難事故等を防止するために必要があるときは、水域利用調整区域を指定し、プレジャーボート等の航行等を禁止したり制限することができます。
- ◆水域利用調整区域の指定は、人が遊泳したり船舶が頻りに航行したりして危険性の高い水域につき、水難事故等の防止に必要な最小限に限られます。



【指定手続（第19条）】

- ◆水域利用調整区域の指定は、関係機関や学識経験者等から意見を聴いて行うこととされています。

【指定区域の告示等（第20条）】

- ◆知事は、水域利用調整区域を指定したときは、その区域、制限内容、期間等を告示することとしています。

是正や改善の指示、立入調査等

【操縦者に対する危険操縦防止応急措置（第21条）】

- ◆知事の指定する職員は、救命胴衣の未着用など操縦者の義務に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上緊急の必要があるときは、操縦者に違反事実の是正を指示することができます。
- ◆知事の指定する職員は、水域利用調整区域（第18条）での航行禁止・制限に違反する事実があり、かつ水難事故等防止上緊急の必要があるときは、プレジャーボート等の航行停止を指示することができます。

【提供事業者に対する改善措置（第22条）】

- ◆知事は、提供事業者が第15条の水難事故等防止措置を講じない場合で、水難事故等防止上必要があるときは改善措置を講じるよう指示することができます。

【報告・立入調査等（第23条）】

- ◆知事は、この条例の目的達成に必要があるときは、操縦者や提供事業者等の関係者に報告を求めたり、指定する職員に事務所等への立入調査等を行わせることができます。関係者は、正当な理由なくしてこれらの調査等を拒んではいけません。



罰則等

次のような違反があったときには、罰金等が科せられます。

30万円以下の罰金

◆事故をおこしたにもかかわらず、負傷者の救護等を行わなかった場合

20万円以下の罰金

◆人が泳ぐ水域利用調整区域の航行禁止・制限に対する違反
◆提供事業者が、知事の指示にもかかわらず事故防止改善措置を講じない場合

3万円以下の罰金

◆人が泳がない水域利用調整区域の運航禁止・制限に対する違反
◆操縦者が、知事の指定する職員からの救命胴衣着用指示に従わない場合

2万円以下の過料

◆提供事業者が、事業開始の届出を行わなかった場合又は虚偽の届出を行った場合

水域はみんなのものです。
ルールを守って楽しみましょう。



お問い合わせ先

	担当課など	電話番号【代表】	住 所
石狩支庁	地域政策課主査(防災)	011-231-4111	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目道庁別館
渡島支庁	地域政策課主査(防災)	0138-47-9000	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 渡島合同庁舎
檜山支庁	地域政策課主査(防災)	01395-2-1010	〒043-8558 江差町字陣屋町336-3
後志支庁	地域政策観光課主査(防災)	0136-22-1111	〒044-8588 倶知安町北1条東2丁目後志合同庁舎
空知支庁	地域政策課主査(防災)	0126-23-2231	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目
上川支庁	地域政策課主査(防災)	0166-46-5111	〒079-8610 旭川市永山6条19丁目
留萌支庁	地域政策課主査(防災)	0164-42-1511	〒077-8585 留萌市住之江町2丁目1-2
宗谷支庁	地域政策課主査(防災)	0162-33-2510	〒097-8558 稚内市末広4丁目2-27
網走支庁	地域政策課主査(防災)	0152-44-7171	〒093-8585 網走市北7条西3丁目
胆振支庁	地域政策課主査(防災)	0143-22-9131	〒051-8558 室蘭市幸町9番11号
日高支庁	地域政策課主査(防災)	01462-2-2211	〒057-8558 浦河町栄丘東通56号
十勝支庁	地域政策課主査(防災)	0155-24-3111	〒080-8588 帯広市東3条南3丁目
釧路支庁	地域政策課主査(防災)	0154-41-1131	〒085-8588 釧路市浦見2丁目2-54
根室支庁	地域政策課主査(防災)	0153-23-6131	〒087-8588 根室市常盤町3丁目28
北海道庁	総務部防災消防課主査(水難事故等調整)	011-231-4111	〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目